

議会だより (臨時号)

訓子府町議会 平成29年9月1日

平成29年第2回臨時会

第2回臨時町議会を8月1日に開会し、補正予算、専決処分の承認など6件の議案について審議し、いずれも原案どおり可決・承認されました。

補正予算

◆平成29年度一般会計(第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・原案可決

歳入歳出予算に2億1,330万3千円を追加し、総額を50億9,124万6千円としました。

(主な歳出内容)

- ・民間提案型住宅整備事業 1億 444万5千円を追加
- ・道路災害復旧事業 1,604万9千円を追加
- ・河川災害復旧事業 410万3千円を追加
- ・農業用施設災害復旧事業 8,938万1千円を計上

※民間提案型住宅は、所得制限などで公営住宅に入居できない方の住宅で、町内大町の旧母子センター跡に2棟8戸(1戸=3LDK)が建設されます。

質疑 民間提案型住宅の財政的効果は。

回答 公共工事とは違う自由な提案となり、業者による施工時期の特定や工期の短縮が図られる。行政職員の仕事量減や今回の物件で言えば公共的単価の75%程度の工費でできるなど一定の効果があるものと考えます。

質疑 提案業者数、家賃設定等は、完成後の入居需要状況は。

回答 5社に提案依頼をし、2社による共同企業体1件の応募でした。2月末完成、4月1日入居の予定です。家賃は町内アパートとほぼ同程度の6万円前後を中心に調整しています。

本町への通勤者の過去のアンケート調査や転勤者の住宅相談などから一定程度の需要があるとみられます。

その他

◆専決処分の承認・・・・・・・・・・・・・・・・原案承認

平成29年度一般会計補正予算(第3号)について、専決処分の報告があり、承認しました。

(内容) 7月16日の大雨災害による道路災害復旧事業費に500万円を追加しました。

◆平成29年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)・・・・・・・・原案可決

◆農業用施設災害復旧事業の施行について・・・・・・・・原案可決

◆財産の取得について・・・・・・・・原案可決

◆財産の処分について・・・・・・・・原案可決

議会活性化研修会を実施しました

訓子府町議会活性化特別委員会では、「住民に開かれた議会」を目指し、議会改革に取り組んでいますが、平成28年度に引き続き、7月20日に本年度第1回目の活性化研修会を開きました。講師は、昨年同様に大空町の議会事務局長などを務めた北海道町村議会議長会参与の勢籟了三氏。

本年度は、勢籟氏に4回程度来町いただき研修する予定のほか、基本条例制定に向けて法制の専門家を招いた研修等も行う予定です。

今回の臨時号では、活性化委員会の取り組みの一部を報告するものとして、勢籟氏の研修会の講演内容(要旨)を掲載いたします。

(2ページにつづく)

〔議会事務局 ☎47-2184〕

テーマ「議会改革の変位と現在 (いま)」

講師：勢旗 了三 氏

7月20日 14時30分～17時30分

- — — — —
- ◆近年、人口減少や議員のなり手不足で、議会の存在意義が岐路に立たされている状況となっている。高知県大川村は、議会を廃止し「町民総会」の導入を検討している。
 - ◆議員のなり手不足には議員報酬の額も影響があるのではないかと。住民に身近な地方町村議員の報酬は低すぎるのではないかと。十勝の浦幌町では議員のなり手確保に向けた取り組みを進めながら、国に対して公職選挙法等の改正を全道議長会を通じて要望している。
 - ◆議員は、24時間365日フルタイムの仕事であり、それに見合う報酬の必要性を感じる。ただ住民には仕事内容が理解されていないことから、議会改革等で住民に理解してもらう努力が必要だ。
 - ◆住民から意見を聴く謙虚な姿勢が大事で、「議会が何をやっているのかが分からない」という意見が多く、議会が今何をやっているのかを周知することが大切だ。

— 質疑応答 —

【質問】 議員のなり手不足は、議員報酬の安さだけではなく、若い人は時間がないことも一因ではないのか。また、住民の議会に対しての「お任せ民主主義」的な風潮もあるのではないかと。

【勢旗氏】 確かにそれも一因であると思う。だが、議員報酬は、今改革が進む中で、上げていかなければ、後世の議会は尻すぼみになっていくのではないかと。

【質問】 議員の身分の法的補償が少なく、そういう意味では若い人のなり手が少ないのではないかと。

【勢旗氏】 議員は仕事であり、それに見合うだけの報酬が必要だと思う。それが住民には伝わっていない。議員の法的補償は薄い。議員年金も廃止されており、全国議長会が年金の復活を国等に要望している。

【質問】 議員報酬は高すぎると思う。上げる必

要はない。

【勢旗氏】 町職員の場合は、国家公務員に準じた給与設定にし、国家公務員の平均給与を100とした「ラスパイレス指数」を出して、高い、低い等の判断基準にしている。議員の報酬の根拠というのが、はっきりしたものがない。町内の事業所の平均を調べるなど、議員も根拠を付けて決めることも一つの方法ではないかと。

【質問】 栗山町の議会基本条例は、制定後10年が経過したが、条例を制定していない本町と同じような課題をもっている。条例は必要だが、条例に縛られると議員個人というものがなくなる。いかに運用していくか。強力なトップリーダーの下で一丸となって運用していかなければならない。

【勢旗氏】 運用・評価が一番の課題である。条例は全国の半分の市町村が制定している。でもたかが10年。栗山があまりにも完成形の条例をつくったため、他市町村は独自性を出しているというものの、どこが違うのかあまり見えない。この10年は改革の流れに乗ってきている。しかし、条例の内容や制定に消極的であってはならない。栗山町だって、常に見直ししている。基本条例は「制定する時代」から「標準装備として生かしていく時代」が必ずくる。理念条例とは言われるが、理念だけでは住民には理解されない。住民主権の考えを条例に盛り込まなければならない。条例を成案化する段階では、議会報告会などを活用した住民への投げかけが必要だ。議員一人一人が責任をもって議論し、条例をまとめ上げ、後世の議員に引き継いでいくことが大切だ。

